

# 第8期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 6. 会社の体制および方針

【業務の適正を確保するための体制】

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

### 連結注記表

第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

### 個別注記表

第8期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

株式会社アイ・アールジャパンホールディングス

上記書類は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

## 6. 会社の体制および方針

### 【業務の適正を確保するための体制】

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役会において「取締役会規程」を制定し、この規程に定める基準に従って会社の重要な業務の執行を決定しております。
- ②各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、原則として月1回の定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、職務の執行状況を報告するとともに、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行につき相互に監視監督を行っております。
- ③各監査等委員である取締役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況を監査しております。
- ④当社は、コンプライアンス体制の基礎として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が実践すべき行動の基準を定めた「グループコンプライアンス管理規程」を制定しており、その徹底を図っております。
- ⑤当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止しております。また、係る制度においては、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取り扱いをしないことを保証しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」に基づき、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、適切な方法、かつ、検索容易な状態で確実に保存および管理することとしております。

- ア. 株主総会議事録
- イ. 取締役会議事録
- ウ. 経営会議議事録
- エ. 稟議書
- オ. 契約書
- カ. 会計帳簿、計算書類

## キ. 事業報告

ク. 税務署その他の行政機関、金融商品取引所に提出した書類の写し

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

ア. 信用リスク

イ. 内部統制リスク

ウ. 法令違反リスク

エ. 情報漏洩リスク

オ. 災害等のリスク

カ. その他事業継続に関するリスク

②当社は、リスクコントロール体制の基礎として「グループリスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害およびリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する監視監督を行っております。

②当社は、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。

③当社は、当社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。

④取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、その職務の執行状況について、適宜、取締役会に対して報告しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「グループコンプライアンス管理規程」を定めております。
- ②当社は、「グループコンプライアンス管理規程」に基づきグループコンプライアンスホットライン制度（内部通報システム）を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。
- ③当社は、内部監査部門として、「グループ内部監査規程」に基づき、業務部門から独立したグループ内部監査室を置いております。
- ④当社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、情報セキュリティの強化に努めております。

(6) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社管理規程」を制定し、グループ会社に関する諸手続および管理体制を定めております。グループ会社管理は経営企画室が担当し、子会社を含むグループ会社の重要事項に対する当社の機関の事前承認や報告を受けることにより、業務の適正を確保しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 子会社は、抱えるリスクとして、以下に掲げるものを認識および把握したうえで、個々のリスクをコントロールするため、必要な体制を整えることとしております。

- (ア) 信用リスク
- (イ) 内部統制リスク
- (ウ) 法令違反リスク
- (エ) 情報漏洩リスク
- (オ) 災害等のリスク
- (カ) その他事業継続に関するリスク

イ. 子会社は、リスクコントロール体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、個々のリスクに対応すべき管理責任者を選定しております。不測の事態が発生した場合は、損害およびリスクを最小限にするために、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする体制をとり迅速な対応を行います。また、当社グループに影響を及ぼす重要事項

については、多面的な検討を行う仕組みとして、親会社たる当社の「グループ統括戦略会議規程」に基づき、グループ各社の社内取締役(監査等委員である取締役を除く。)を参加者とするグループ統括戦略会議を設け、審議することとしております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 子会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定を行っているほか、子会社においても当社グループから独立した社外取締役を監査等委員として選任し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する監視監督を行っております。
- イ. 子会社は、原則として取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
- ウ. 子会社は、子会社の取締役の職務の執行について、「稟議規程」、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において執行の手続および責任の所在を明確にし、効率的な職務の執行を可能にしております。
- エ. 子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、その職務の執行状況について、適宜、親会社たる当社の監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加する子会社の取締役会に対して報告をしております。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 子会社は、コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」を定めております。
- イ. 子会社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき、親会社たる当社と同程度のコンプライアンスホットライン制度(内部通報システム)を構築し、法令および定款違反行為を未然に防止すると共に、使用人が抱える各種の相談に対応しております。また、通報の事実および当該通報の内容についても、子会社の監査等委員である取締役だけでなく、親会社たる当社の監査等委員である取締役に対しても報告を行うこととしております。
- ウ. 子会社は、内部監査部門として、「内部監査規程」に基づき、業務部門から独立した内部監査室を置き、独立社外取締役等で構成される監査等委員会との情報共有に努めております。
- エ. 子会社は、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ社内ルールを整備し、

情報セキュリティの強化に努めております。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員である取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、その職務の執行を補助すべき使用人（以下「補助使用人」といいます。）を使用することができるとしております。
  - ②当社は、補助使用人が監査等委員である取締役の職務を補助するに際しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の指揮命令に従うことなく、専ら監査等委員である取締役の指揮命令に従うこととしております。
- (8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員である取締役に報告することとし、「グループコンプライアンス管理規程」に基づき直ちにコンプライアンス委員会を招集し、コンプライアンス違反に対処するとともに、必要に応じて注意喚起や再発防止策等の対応を取ることとしております。
  - ②当社は、「監査等委員会規程」に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項および時期について定めており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員である取締役に都度報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、いつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができることとしております。
  - ③監査等委員である取締役は、当社グループの法令遵守体制に問題を認めるときは、取締役に於いて意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとしております。
  - ④取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役が事

業の報告を求めた場合または業務および財産の調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応することとしております。

⑤取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員である取締役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを社内規程等において禁止しております。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行において、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

②当社は、監査等委員である取締役が、独自に外部専門家を監査等委員である取締役の職務の執行のために利用することを求めた場合、その費用を負担することとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および反社会的勢力排除に向けた整備状況

①当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、これらの団体からの要求を断固拒否すると共に、これらの団体と関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。また、所轄の警察署、顧問弁護士等の外部専門機関と連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

②社内規程等の整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）および使用人は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行う旨を規定しております。

③社内体制の整備状況

ア. 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経理総務部に複数の不当要求防止責任者を設置すると共に、反社会的勢力に関する情報を集約し一元的に管理する体制を構築しております。

イ. 外部の専門機関との連携状況

当社は、所轄の警察署、顧問弁護士のほか、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターおよび公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を平時においても図っております。

ウ. 反社会的勢力に関する情報の収集および管理の状況

当社は、経理総務部において、定期的に外部専門機関から情報を入手し、社内に周知すると共に、入手した情報の管理をしております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

(1) 内部統制システム全般

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のグループ内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社および子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は「グループコンプライアンス管理規程」により相談・通報体制を設けており、子会社においても「コンプライアンス管理規程」を整備、運用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

取締役会およびグループ統括戦略会議において管理部門のリスク抽出結果を報告し、リスク情報の共有および周知を行っているほか、コンプライアンス違反を伴う等社内ルールを逸脱するような事案、重大な事故に繋がる可能性のある事案等が発生した場合には、速やかにグループコンプライアンス委員会において対応できる体制を構築、運用しております。

(4) 内部監査

グループ内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社および子会社のグループ内部監査を実施しております。



(5) 監査等委員会に関する取組み

- ①監査等委員は、取締役会、グループ統括戦略会議等の重要な会議への出席等を通じ、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ②監査等委員会は、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるほか、内部監査部門と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。
- ③監査等委員会での議題の中から関連ある議題につき、会計監査人や内部監査部門に説明を求める等情報の共有、連携を図っております。

**【剰余金の配当等の決定に関する方針】**

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の決定機関は株主総会といたしております。また、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨につきましても定款に定めております。

また、内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化および将来の成長分野への投資に充当したいと存じます。

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数          2社

連結子会社の名称      株式会社アイ・アール ジャパン  
株式会社 J O I B

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への投資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 7年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付の支給に備えるため、退職金規程に基づく自己都合退職金の期末要支給額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下のとおりであります。

① IR・SRコンサルティング

IR・SRコンサルティングでは、実質株主判明調査、議決権賛否シミュレーション、プロキシー・アドバイザー、投資銀行業務に関する専門的な助言サービスの提供を履行義務としております。これらのサービスは、短期間(概ね3ヶ月)で提供されるものとそれを超える一定の期間(概ね1年以内)にわたり提供されるものにより構成されていますが、役務提供に応じて履行義務を充足するため、実質作業期間に基づき進捗率を見積り、収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価に基づき取引価格を算定し、履行義務に配分して収益を認識しております。有事案件等の成功報酬が含まれる契約については、変動対価として有事案件等の達成条件について、最頻値法により達成の可能性を見積り、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。契約資産は、期末日現在でサービス提供が完了していない作業に係る対価に対する権利に関連するものであり、サービス提供が完了し、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振替えられます。取引の対価は履行義務を充足してから主に3カ月以内に受領しておりますが、主に履行義務の充足前である顧客との契約時に受領し、契約負債として計上する場合があります。重要な金融要素は含まれておりません。

② ディスクロージャーコンサルティング

ディスクロージャーコンサルティングでは、ツールコンサルティング(アニュアルレポート・統合報告書・株主通信等、IR活動において必要とする各種情報開示資料の企画・作成支援)及びリーガルドキュメンテーションサービス(企業再編やM&A時における各種英文開示書類の作成や和文資料の英訳等)の提供を履行義務としております。これらのサービスは、短期間(概ね3ヶ月)で提供されるものとそれを超える一定の期間(概ね1年以内)にわたり提供されるものにより構成されていますが、役務提供に応じて履行義務を

充足するため、実質作業期間に基づき進捗率を見積り、収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価に基づき取引価格を算定し、履行義務に配分して収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主に3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ データベース・その他

データベース・その他では、大量保有報告書や国内・海外公募投信における株式の組み入れ状況等を提供する「Stock Watch」、IR活動総合サポートシステム「IR-Pro」、IR説明会への参加受付や参加者の管理等を上場企業が一括実施することが可能な「アナリストネットワーク」等をWEB上で利用できるサービスの提供を履行義務としております。これらのサービスは、短期間（概ね3ヶ月）で提供されるものとそれを超える一定の期間（概ね1年以内）にわたり提供されるものにより構成されていますが、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価に基づき取引価格を算定し、履行義務に配分して収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主に1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(7) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

**（会計方針の変更に関する注記）**

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、受託契約について、従来は、顧客の納品受領書に基づいて収益を認識しておりましたが、役務提供に応じて履行義務を充足するため、一定の期間にわたり収益認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したことにより、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」として表示することとしました。さらに、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示することといたしました。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商

品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度への影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 貸倒引当金(固定) 71,280千円

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、売上債権の入金管理や回収予定表を用いた債権の年齢管理等により、一般債権と貸倒懸念債権等の特定の債権を把握しております。一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、貸倒見積額を算定して貸倒引当金を計上しております。このうち、特定の売上債権88,560千円に係る回収可能性の判断において、債務者の財政状態や差入担保の評価、契約等に基づく返済スケジュールに従った回収実績、あるいは債務者との返済交渉の状況など、様々な要因を総合的に勘案して、債権の回収可能性を評価しております。また、債権が非上場企業や個人等に対するものである場合には、上場企業に比べて入手可能な情報に制限があるため、その債権の回収可能性の評価にあたっては重要な見積りが必要となります。これらの見積りにおいて用いた経済環境等の仮定の不確実性は高いため、翌連結会計年度の連結計算書類において貸倒引当金の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 投資有価証券 176,990千円

投資有価証券を保有しており、市場価格のない株式等以外のものについては時価法を、市場価格のない株式等については原価法を採用しております。市場価格のない株式等以外のものについては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には相当の減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。市場価格のない株式等については、実質価額が取得価額と比べて50%以上下落したものについては「著しく下落した」ものとし、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。また、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しておりますが、当該投資事業組合が保有する投融資について評価の見直しが必要となる可能性があります。

これらの投資有価証券の評価にあたっては、市場価格のない株式等以外のものについては、市場において公表されている直近の取引価格が十分な数量及び頻度の取引による期末日現在の公正な評価額を反映していない、また、市場価格のない株式等及び投資事業組合への出資については、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、翌連結会計年度の連結計算書類において投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	415,966千円
----------------	-----------



**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	17,838,310	1,400	－	17,839,710

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

特定譲渡制限付株式発行による増加 1,400株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 76,283株

### 3. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月10日 定時株主総会	普通株式	888,111	50.00	2021年 3月31日	2021年 6月11日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	799,354	45.00	2021年 9月30日	2021年 12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,207,913	68.00	2022年 3月31日	2022年 6月20日

(注)2022年6月17日開催の定時株主総会の議案として、上記の配当に関する事項を提案しております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。  
一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金及び長期売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。  
投資有価証券は、株式及び出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。  
営業債務である買掛金並びに未払金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。  
また、その一部には外注等に伴う外貨建のものがあり、為替変動リスクに晒されております。  
短期借入金は、主に運転資金を用途としております。  
敷金及び保証金は、主に本社事務所の賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に関するリスク）の管理

営業債権に係る信用リスクについては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額68,493千円）は「その他有価証券」に含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	108,496	108,496	—
敷金及び保証金	332,435	332,673	238
長期売掛金	88,560		
貸倒引当金（※）	△71,280		
	17,279	17,279	—
資産計	458,212	458,450	238

(※) 長期売掛金については、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	108,496	—	—	108,496
資産計	108,496	—	—	108,496

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
株式	—	—	68,493	68,493
敷金及び保証金	—	—	332,673	332,673
長期売掛金	—	—	17,279	17,279
資産計	—	—	418,447	418,447

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

### 敷金及び保証金

合理的に見積った敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、入手可能な市場利率で割り引いた現在価値により算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

### 長期売掛金

長期売掛金は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値法により時価を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価に分類しております。

### **(1 株当たり情報に関する注記)**

1 株当たり純資産額	417円43銭
1 株当たり当期純利益	137円 7銭

## (収益認識に関する注記)

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	IR・SR コンサルティング	ディスクロージャー コンサルティング	データベース・ その他	合計
(一定の期間にわたって認識 される収益) 短期間で移転される財又は サービス	6,266,857	216,469	47,233	6,530,560
一定の期間にわたり移転 される財又はサービス	1,603,969	127,844	140,233	1,872,048
顧客との契約から生じる収益	7,870,827	344,314	187,466	8,402,608
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	7,870,827	344,314	187,466	8,402,608

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

3. 会計方針に関する事項の (5) 収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。

### 3. 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、充足に履行義務に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に顧客との契約時に受領したものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高は、それぞれ、1,207,215千円、-千円及び105,128千円であります。当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債に含まれていた金額は105,128千円であります。当連結会計年度中の契約資産及び契約負債の残高に重要な変動はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

#### 4. 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格は、45,000千円 であります。当該履行義務は主に包括ファイナンシャルアドバイザー・プロキシーアドバイザー業務に係る契約金額であり、概ね3年以内の履行義務が充足されるサービス提供時点に収益として認識されると見込んでおります。その他の残存履行義務に配分した取引価格は1年以内に収益として認識されると見込んでおります。なお、当社グループは実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は含めておりません。

また、当社グループは、会計基準第51項の変動対価の額の見積りの定めに従って、成功報酬の額を見積もっており、成功条件達成前には取引価格に含めていないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記に含めておりません。



## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
    - 有価証券の評価基準及び評価方法
      - ① 子会社株式
        - 移動平均法による原価法
      - ② その他有価証券
        - 市場価格のない株式等以外のもの
          - 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
        - 市場価格のない株式等
          - 移動平均法による原価法
          - なお、投資事業組合への投資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
  2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ① 有形固定資産
      - 定額法
      - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
工具、器具及び備品	2年～15年
  - ② 無形固定資産
    - 定額法
    - なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - 賞与引当金
    - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に

見合う分を計上しております。

#### 4. 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社の収益は、子会社からの経営指導料および受取配当金であります。経営指導料については、子会社に対して契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約に基づく役務提供期間に応じて収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### 5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## (会計方針の変更に関する注記)

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。また、当事業年度の損益に与える影響はありません。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 1. 投資有価証券 168,402千円

投資有価証券を保有しており、市場価格のない株式等以外のものについては時価法を、市場価格のない株式等については原価法を採用しております。市場価格のない株式等以外のものについては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には相当の減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。市場価格のない株式等については、実質価額が取得価額と比べて50%以上下落したものについては「著しく下落した」ものとし、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行っております。また、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しておりますが、当該投資事業組合が保有する投融資について評価の見直しが必要となる可能性があります。

これらの投資有価証券の評価にあたっては、市場価格のない株式等以外のものについては、市場において公表されている直近の取引価格が十分な数量及び頻度の取引による期末日現在の公正な評価額を反映していない、また、市場価格のない株式等及び投資事業組合への出資については、経済環境等の仮定に影響を受ける可能性といった不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により、翌事業年度の計算書類において投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 関係会社株式 2,137,164千円

関係会社株式については、市場価格のない株式等であり、関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が十分な証拠により裏付けられている場合を除き、減損処理を行うこととしております。

この回復可能性の判定は将来事業計画を基礎として実施しております。当該事業計画には、将来の受注見込、案件規模及び計上時期、並びに将来費用の見込の仮定が含まれております。将来の不確実な経済条件の変動等により、これらの仮定と実績が異なる場合には、翌事業年度の関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	429,972 千円
短期金銭債務	104,145 千円
  
2. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	57,133千円
----------------	----------

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額  
営業取引による取引高

営業収益	2,684,147千円
営業費用	163,267千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	76,283株
------	---------

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	285 千円
未払事業税	5,253 千円
長期未払金	457 千円
差入保証金償却	10,771 千円
その他	3,464 千円
繰延税金資産小計	<u>20,232 千円</u>
評価性引当額	－ 千円
繰延税金資産合計	<u>20,232 千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)アイ・アール ジャパン	所有 直接 100%	受取配当金 経営指導 地代家賃の 受取 業務委託 出向者受入 経費の立替 法人税等の 受取	受取配当金	1,855,511	未収入金	—
				経営指導料の受取 (注) 1	813,636	未収入金	74,583
				地代家賃の受取 (注) 1	56,888	未収入金	5,432
				業務委託料 (注) 2	25,092	未払金	2,300
				出向者人件費の支払い (注) 3	20,219	未払金	1,452
				経費の立替	2,886	未収入金	248
				法人税等子会社 帰属額	241,393	未収入金	241,393
子会社	(株)JOIB	所有 直接 100%	経営指導 地代家賃の 受取 経費の立替	経営指導料の受取 (注) 1	15,000	未収入金	1,375
				地代家賃の受取 (注) 1	59,267	未収入金	5,432
				経費の立替	6,509	未収入金	637

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料及び地代家賃の支払額については、双方協議により合理的に決定しております。
2. 業務委託料については、業務の内容を勘案して決定しております。
3. 出向者人件費の支払額については、出向元の給与を基準に双方協議の上決定しております。
4. 重要性の乏しい取引については、その記載を省略しております。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額	276円59銭
1株当たり当期純利益	127円59銭

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) の「4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。